金等の額」という。）が、前条第二項の規定により算定される額」に、「その差額（その差額が同項ただし書に規定する差額より多いときは、同項ただし書に規定する差額）」を「当該額と次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める額との差額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　報酬を受けることができない場合であって、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合　障害厚生年金等の額

二　報酬を受けることができない場合であって、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合　出産手当金の額（当該額が前条第二項の規定により算定される額を超える場合にあっては、当該額）と障害厚生年金等の額のいずれか多い額

三　報酬の全部又は一部を受けることができる場合であって、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合　当該受けることができる報酬の全部又は一部の額（当該額が前条第二項の規定により算定される額を超える場合にあっては、当該額）と障害厚生年金等の額のいずれか多い額

四　報酬の全部又は一部を受けることができる場合であって、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合　当該受けることができる報酬の全部又は一部の額及び第七十四条の二ただし書の規定により算定される出産手当金の額の合算額（当該合算額が前条第二項の規定により算定される額を超える場合にあっては、当該額）と障害厚生年金等の額のいずれか多い額

第七十条第三項中「当該傷病手当金の額（第一項ただし書の場合においては、同項ただし書に規定する報酬の額と同項ただし書に規定する差額との合算額）」を「前条第二項の規定により算定される額」に改め、同項ただし書中「ときは、その差額（その差額が同項ただし書に規定する差額より多いときは、同項ただし書に規定する差額）」を「場合において、報酬の全部若しくは一部又は出産手当金の支給を受けることができるときその他の政令で定めるときは、当該合計額と当該障害手当金の額との差額その他の政令で定める差額」に改め、同条第四項中「及び疾病任意継続被保険者」を「及び被保険者」に改める。

第七十一条第一項中「前条第一項」の下に「から第三項まで」を加え、同項ただし書中「同項ただし書」を「同条第一項ただし書、第二項ただし書又は第三項ただし書」に改める。

第七十四条第一項中「として、一日につき、標準報酬日額の三分の二に相当する金額（その金額に、五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）」を削り、同条第二項中「日より」を「日から」に改め、同条第三項中「第七十条第一項及び」を「第六十九条第二項及び第三項並びに」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（出産手当金と報酬との調整）

第七十四条の二　出産した場合において報酬の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、出産手当金を支給しない。ただし、その受けることができる報酬の額が、出産手当金の額より少ないときは、その差額を支給する。

第七十五条第一項を次のように改める。

出産手当金を支給する場合（第七十条第二項又は第三項に該当するときを除く。）においては、その期間、傷病手当金は、支給しない。ただし、その受けることができる出産手当金の額（前条ただし書の場合においては、同条ただし書に規定する報酬の額と同条ただし書の規定により算定される出産手当金の額との合算額）が、第六十九条第二項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第七十五条第二項中「支払われた傷病手当金」の下に「（前項ただし書の規定により支払われたものを除く。）」を加える。

第七十六条第三項中「評価療養」の下に「、患者申出療養」を加える。

第八十五条第二項第一号中「標準報酬日額」の下に「（標準報酬月額（被保険者であった者にあっては、その資格を喪失した月の標準報酬月額）の三十分の一に相当する額（その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）をいう。以下同じ。）」を加え、同項第三号中「標準報酬日額の百分の六十に相当する金額」を「標準報酬日額」に改める。

第百十一条第一項中「、健康診査その他の」を「及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る」に改め、「者及び」の下に「これらの」を、「以下この条」の下に「並びに第百五十三条の十第一項第二号及び第三号」を、「被保険者等」という。）」の下に「の自助努力についての支援その他の被保険者等」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「行う」の下に「被保険者等の」を加え、「必要な指針を公表する」を「、指針の公表、情報の提供その他の必要な支援を行う」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に、「当該事業」を「これらの事業」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　協会は、前項の事業を行うに当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第二項の情報を活用し、適切かつ有効に行うものとする。

第百二十一条第一項中「千分の百十」を「千分の百三十」に改める。

第百五十三条の九の次に次の一条を加える。

（基金等への事務の委託）

第百五十三条の十　協会は、第五十九条（第七十六条第六項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）、第六十一条第七項、第六十二条第四項及び第六十三条第四項において準用する健康保険法第七十六条第五項並びに第六十五条第十二項及び第七十八条第三項において準用する同法第八十八条第十一項に規定する事務のほか、次に掲げる事務を社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（附則第七条において「基金」という。）又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。

一　第四章の規定による保険給付のうち厚生労働省令で定めるものの支給に関する事務（第五十九条、第六十一条第七項、第六十二条第四項及び第六十三条第四項において準用する健康保険法第七十六条第五項並びに第六十五条第十二項及び第七十八条第三項において準用する同法第八十八条第十一項に規定する事務を除く。）

二　第四章の規定による保険給付の支給、第五章の規定による保健事業及び福祉事業の実施、第百十四条の規定による保険料の徴収、附則第五条第一項の規定による障害前払一時金又は同条第二項の規定による遺族前払一時金の支給、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前のこの法律の規定による保険給付の支給その他の厚生労働省令で定める事務に係る被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務

三　第四章の規定による保険給付の支給、第百十四条の規定による保険料の徴収、附則第五条第一項の規定による障害前払一時金又は同条第二項の規定による遺族前払一時金の支給、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前のこの法律の規定による保険給付の支給その他の厚生労働省令で定める事務に係る被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務

2　協会は、前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合は、協会以外の社会保険診療報酬支払基金法第一条に規定する保険者と共同して委託するものとする。

附則第七条中「（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金」を「附則第十条第一項の規定により基金」に改める。

附則第九条第一項及び第十一条第一項中「（平成十九年法律第三十号）」を削る。